

## 函館市観光アドバイザー会議設置要綱

### (設置)

第1条 函館市観光基本計画（以下「計画」という。）の推進にあたり，広く関係機関，学識経験者等の意見を反映させるため，函館市観光アドバイザー会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 会議は，広く観光に関連する分野に属する各種団体から推薦された者および市が指定する者，計11人以内をもって組織する。

### (任期)

第3条 委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

### (会議)

第4条 会議に座長を置く。

2 会議は，座長が招集する。

3 座長は，会議の進行と調整を行う。

4 市長は，必要に応じて会議に専門部会を置くことができる。

### (意見の聴取)

第5条 市長は，施策展開等の検討に関し，必要があると認めるときは，委員以外の関係者の出席を求め，その意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 会議の庶務は，観光部観光総務課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか，会議の運営について必要な事項は，その都度座長が会議に諮って定める。

### 附 則

この要綱は，平成17年9月14日から施行する。

### 附 則

この要綱は，平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は，平成21年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。